

無形資産と移転価格

—— 機能分析，リスク分析を中心として ——

柳 下 正 和

はじめに

企業活動の基本となる機能は、研究開発、(財・サービスの)製造、(財・サービスの)販売である。これらの機能は、研究開発—製造—販売というサイクル (value chain) を形成し、企業活動の根幹を担っている。今日のグローバル化した世界経済において、このサイクルは国境を越えて行われている。つまり、これらの機能は多国籍化を通じて多様な組み合わせが可能となり、ネットワークを形成していくのである。

経済のグローバル化によって、企業が経済活動を行うフィールドは一つに収束していきつつある。この動きはIT (Information Technology; 情報技術) 革命によって一層、加速されている。多国籍企業は、このフィールド内で各機能に必要な要素を調達し、ネットワークを通じてそれらを融通し、経営の効率化ならびに利潤の最大化を目指して戦略的に行動する。多国籍企業がとる戦略的行動には、租税コストの抑制も含まれるが、この行動は時として各国の課税権の問題に抵触する。とりわけ、移転価格税制で問題となる課税ベースの移転は、税額計算の操作によって課税ベースを移転しようとする企業のある国からすると課税ベースの浸食が発生したことになり、税収の減少が予想され、その国はそれを取り戻そうとする行動にでるかもしれない。

実際の世界では、国境によってこのフィールドは分割されている。こうした問題が生じると国際課税の問題として解決のための処理が行われるわけである。国際課税においても租税条約ネットワークが機能しており、国際二重課税の除去が目的とされているが、解決のための交渉は二国間での交渉に委ねられている。この問題に関しては、事実上、インターフェイスが国と国ということになるので、税法等の差異によって国際二重課税は完全には除去されないことになる。

移転価格税制の具体的適用に関して、多国籍企業のネットワークを通じた行動を考慮に入れて、機能分析、リスク分析を重視した課税方式がアメリカでは打ち出されている⁽¹⁾。それを受けて、OECDの報告書も同一の考え方を盛り込んでいる。わが国においても、この問題について何らかの方向が打ち出される必要が指摘されている。そこで、本稿では、移転価格税制における機能

分析，リスク分析について検討し，無形資産の移転価格について残された問題を明らかにしたい。

I. 機能分析とリスク分析

1. 移転価格税制における比較可能性

移転価格税制の本質は，多国籍企業全体の利益を関連企業に適正に配分することにある。利益の配分は企業内部の取引価格である移転価格を通じて行われるが，これが市場での取引価格よりも不当に高すぎる（低すぎる）場合，所得の移転が行われているとみなされ，移転価格税制が適用されることになる。移転価格税制は，独立企業間基準に基づき適用される制度である。ここで，独立企業間基準とは「関連者間取引を行う企業が，当該関連者間企業と一定の要素に関して類似であるところの取引を非関連者との間で行っている独立の企業と，同じ水準の価格・利益を有していると推定する制度⁽²⁾」である。

独立企業間基準に関しては，「比較の対象」を見つけ出すことが重要なことである。しかしながら，同一の価格はもちろんのこと，同一もしくは何から何まで類似している取引を見出すことはほぼ不可能に近い。移転価格税制の対象が無形資産を含む取引にまで拡大したことで，前述のようなことが特に顕著となっている。したがって，関連者取引と非関連者取引を比較する上で，それらの取引で用いられている一定の要素が類似していれば，比較可能性ありとする指針が移転価格税制において示されることになるのである。

比較可能性の基準として，「比較可能であると判断されるために，関連者取引と非関連者取引が同一である必要はないが，非関連取引は，信頼できる独立企業間実績値の算定基準を提供できる程度に関連取引と十分に類似していなければならない」ことがアメリカの最終規則では示されている。2つの取引において重要な差異が存在する場合には，分析の信頼性を確保する目的で，商慣習，経済原則または統計分析に基づいて差異の調整が行われなければならない。

比較可能性を決定するために，比較可能性要因が評価される必要がある。価格または利益に影響を及ぼす要因として，アメリカの最終規則では次のものが含まれるとされている。（§ 1.482-1(d)(1) すなわち，(i) 機能，(ii) 契約条件，(iii) リスク，(iv) 経済状況，(v) 資産または役務，である。これらの要因が考慮され機能分析が行われるのである。

2. 機能分析

機能分析は，移転価格を決定する方法の基礎として位置付けられている。機能分析はもともと課税当局の調査技法の一種であったものが，1988年の「白書」からその役割が重視され，1994年の最終規則では最適方法選択ルールにおける比較可能性を定める要素として規定されている⁽³⁾。

機能分析の役割は比較可能性の程度を決定することにある。そこで重要視されるのが、各取引における関連企業及び非関連企業が果たす機能と使用する資源の比較である。すなわち、現実に行われたか、あるいは将来行われるであろう経済的に重要な事業活動を特定し、その活動で使用された工場や設備などの有形資産や価値ある無形資産を分析・比較するのである。機能分析は移転価格の設定方法ではなく、したがって、関連企業取引の独立企業間実績値を決定するものではない。よって、取引の比較対象を特定化するための技法であるということがいえる。

比較可能性の判定にあたって考慮すべき機能であるが最終規則では次のものがあげられている。

(§ 1.482-1(d)(3))

- (A) 研究開発
- (B) 製品のデザイン・設計
- (C) 製造, 生産, および工程のエンジニアリング
- (D) 製品の製作, 抽出, 及び組立
- (E) 仕入と原材料管理
- (F) 在庫管理, 製品保証業務, 広告宣伝を含む販売・物流管理
- (G) 運送と保管
- (H) 経営, 法務, 会計, 財務, 信用, 債権回収, 訓練, 人事

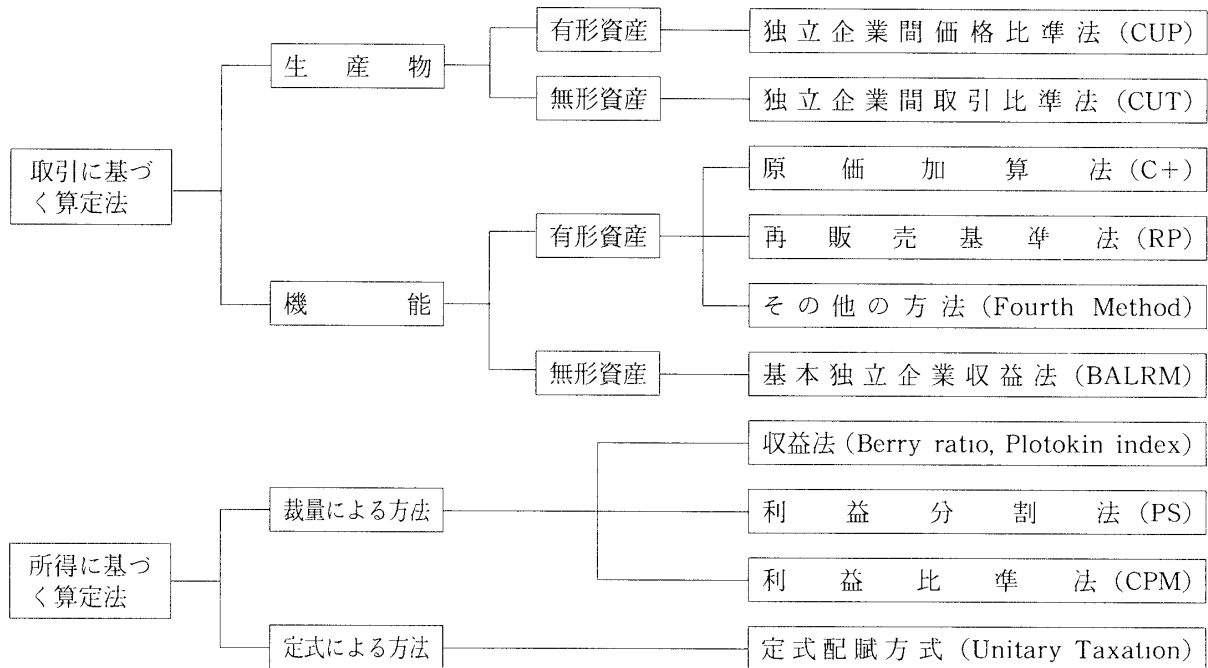
以上のことから、機能分析は、関連企業間取引において個々の当事者が実行した機能、所有している資産、使用した無形資産についての詳細を明らかにするためのアプローチであるといえる。研究開発—生産—販売といった企業のほとんどすべての活動の中から、機能が特定され比較可能性が判定される。比較可能性があると判定されると、それに適合した移転価格の算定法（図1参照）が決定される。

3. リスク分析

比較可能性を評価する上で、機能と並んで重要となるのがリスクである。どのような算定法を適用する場合にも、機能とリスクの分析が不可欠とされている。最終規則では以下のリスクが含まれることになっている。(§ 1.482-1(d)(3)(iv)(A)) すなわち、

- ① 原価, 需要, 価格及び在庫水準の変動をはじめとする市場リスク
- ② 研究開発活動の成功または失敗に関連するリスク
- ③ 外国為替及び金利の変動をはじめとする金融リスク
- ④ 掛売り及び債権回収に関するリスク
- ⑤ 製造物責任リスク
- ⑥ 資産, 工場及び設備を所有することに伴う一般的な事業リスク

図1 移転価格算定法の分類



Eden (1998) p 586

などである。

リスクの負担については、経済実態と契約条件が一致することが重要である。一致しない場合には、取引の経済実態に則した条件が推定されることになる。つまり、契約条件が明文化されていない場合には、当事者の行動と非関連者間の関係を一般的に支配する経済原則から関連者間の契約関係が合理的に導き出されることになるだろう。また、契約条件が明文化されていたとしても、当事者が契約とは異なった行動をとるケースも考えられる。このようなケースでは、機能やリスクを判断する際、契約条件で判断するか経済実態で判断するかという問題が出てくるであろうが、実態で判断することが妥当であろう。なぜなら、非関連者間の取引では、当事者間で互いの利害が衝突するために、両者ともに相手を契約条件に従わせようとする行動をとることになるが、関連者間取引では必ずしもそうした関係が成り立たないことが考えられるからである⁽⁴⁾。そこで、機能分析によって、この実態が分析されることになるのである。

なお、最終規則においては、機能分析とリスク分析が比較可能性の要素として取り上げられているが、OECDのガイドラインではリスク分析は機能分析の中に含まれる形になっている。

II. 機能とリスクの定量化

1. 機能の定量化

企業が果たす機能が異なれば、引き受けられるリスクや他の条件も異なるはずである。したがっ

て、機能とリスクの定量化を行うことで比較が容易になると思われる。しかしながら、差異の調整を織り込みずみの定量化は実際上、不可能である⁶⁾。特に、税務基準における減価償却は、その手法と期間が頻繁に、そして大幅に変更されてきた。減価償却の課税上のルールは実際の有用期間に基づいてではなく、租税政策に基づいた立法措置によって決定されている。また、例えば、無形資産が評価の対象になる場合、無形資産についての正確な減価償却の評価は困難である。そこで、どのようにして比較可能性や客観性を維持しつつ、移転価格を決定するかが焦点となる。

1988年の「白書」では、従来の取引アプローチに加えて所得（利益）アプローチが取り入れられた⁶⁾。「白書」は、多国籍企業が一つの組織体であるということを理論的な根拠としている。すなわち、多国籍企業が一つの組織体であることから、多国籍企業内で用いられる移転価格は、市場で決定された価格を用いて比較を行うことが難しく、多国籍企業内における付加価値増殖の過程から所得を配分しようという考え方が取り入れられたのである。その際、機能分析によって、特定化された機能に関する比較分析が行われる。機能が特定化されると、そこで使用された有形資産や無形資産などの要素が特定化され、その要素に対するリターンに基づき所得が配分されていく。これが、「白書」で提案された基本独立企業収益法の基本的な考え方である。

つまり、対象となる資産を分析するために、企業の事業活動が各要素に分解される。換言すれば、機能分析は、分析対象範囲の事業規模を定量化するためのツールとして使用されるわけである。ここで、事業活動の要素が決定し、使用された資産が特定化されるのであるが、金融資産、有形資産、ルーティン化された無形資産などのこれらの資産に対して利益を割当てていき、残ったものが知的財産を含む重要な無形資産についての超過利益となるわけである。後は、関連企業の貢献度に応じてこの超過利益を配分してやればよいことになる。

多国籍企業内の取引、すなわち資産の譲渡やライセンスを一種の取引と見なして、リスクとリターンの関係を用いた投資の理論から適正な所得の配分を決定しようとするものである。所得アプローチは、公正市場価格を直接的に示す方法であって、物理的減耗、機能的減耗、経済的陳腐化といった減価償却に関する中間計算を行う必要がない。

2. リスクと収益率

2.1 リスクの分類

所得アプローチでは、企業が所有する財産が将来どれだけの収益を生み出すかを求め、それを現在価値に直し、評価が行われる。知的財産や無形資産は投資資産とみなされ、リスクと収益に関する理論から評価されるものである。この理論におけるリスクとは、投機的リスクを指し、評価のプロセスにおいてこの投機的リスクを評価することが重要な要素となる。投機的リスクは、主に次の4つ、すなわち購買力（インフレ）リスク、利子率リスク、ビジネス・リスク、市場リ

スクが一般的なものであると考えられる。

投機的リスクの場合、そのリスクが顕在化した場合の損失が大規模で取り返しのつかない場合を除けば、ハイリスク・ハイリターンの関係が成り立つ。投機的リスクは、ほとんどの場合、所得と相応した関係にある。所得相応性基準において、86年の導入当初、対象としようとしたリスクはこの投機的リスクであろう。また、ファイナンスの理論において議論されるようなリスクは、ほとんどが投機的リスクを対象としている。

理論上のリスクには、投機的リスクの他に、純粹リスクがある。保険の理論におけるリスクは、純粹（静的）リスクと投機的（動的）リスクに分類される。前者は、場合によって利益に結びつくリスクであり、後者は単なる損失の可能である。理論的には、投機的リスクと純粹リスクは異なるものであるが、実際には、それらが同じ事業機会や活動から生じるので、一方を考える時は必ず他方も考慮するといった密接な関係にある。また、所得を引き下げるという意味においては、純粹リスクも所得と相応した関係にあるといえよう。

また、企業財務（Corporate Finance）理論におけるリスクの分類には、様々なものがある。これらのうち、システムティック・リスクとアンシステムティック・リスク、ファイナンシャル・リスクとビジネス・リスクの二つの分類が、移転価格問題を考える上で有用であるとされている⁽⁷⁾。まず、システムティック・リスクとアンシステムティック・リスクに関して、前者は、市場全般の変動によるリスクで、投資対象を分散させることで避けることができないリスク、いわゆる市場リスクである。それに対して、後者は、特定の投資対象に固有のリスク（ユニーク・リスク）であり、投資対象を分散させることで避けられる。前者に関してのみ、市場でリスクを引き受けたときの報酬（リスク・プレミアム）が認められる。

しかしながら、事業活動から生じるリスクは、移転価格課税の対象となる納税者の活動する市場によって差異が大きいため、リスクの分散が容易ではないことが予想できる。つまり、このことから、リスク・プレミアムの大きいシステムティック・リスクの範囲が広いこととなることも推測できるであろう。すなわち、移転価格が問題となる企業の事業活動については、ハイリスク・ハイリターンの関係が成立する範囲も広くなるということが導き出されることになる。

ファイナンシャル・リスクとビジネス・リスクの分類において、移転価格問題を考える際に重要であるのはビジネス・リスクである⁽⁸⁾。資本コストは、企業の投資機会のビジネス・リスクに依存している。ビジネス・リスクは、個々の事業や該当する無形資産に極めて固有のリスク要素である。すなわち、企業が顧客の愛顧を維持できるかどうか、営業費用や負債利子費用に充当するのに十分な収入が得られるかどうか、競争相手に勝てるか、そして自己資本や負債に投資を行った者に対してそのリスクに見合ったリターンをもたらさるかといった問題を含んでいる。具体的なものを挙げると、個々の産業に固有のビジネス・サイクル・リスク、製造物責任上のリスク、

労使紛争、近い将来に登場する可能性のある競合技術などである。

2.2 リスクの定量化

インフレ率の動向、金融政策の変化といった状況変化に対して企業の収益率がどれだけ変化したかという程度を示す尺度にはベータ (β) がある。ベータは、マーケットで収益率に影響を及ぼすすべての要素から影響を受け、特定の投資に対するリスク規模を多様な市場ポートフォリオの下でのリスクと比較して表示された一般的な尺度である。

投資収益率の算定理論では、企業の純粋な事業リスクを測定するアセット・ベータと、株主のビジネス・リスクとファイナンシャル・リスクを合わせたエクイティ・ベータに区分される。アセット・ベータは、ビジネス・リスクを反映し、企業が発行する様々な債券と株式の加重平均として計算される。また、エクイティ・ベータとアセット・ベータの差はファイナンシャル・リスクを反映し、エクイティ・ベータは借入金の額に比例して増加する。

CAPM は、株式への投資に対する収益率を算定するための一方法である。だが、一般的に企業の資金調達方法は、株式と負債の組み合わせによって行われる。株式と負債から調達されたファンドは各種の資産に適用される。そのために、資産に対する投資から得られる収益は、借入金への利息支払と株式投資に対する適正な収益率を賄うものでなければならないはずである。すなわち、企業はいろいろなタイプの資産から成り立ち、各資産はそれぞれ異なるレベルの投資リスクを持っている。

企業全体の収益率が、加重平均資本コスト (WACC) として算出され、金融資産や有形資産に対する合理的な収益率を推定することができれば、無形資産に対応する適切な収益率を逆算して算出することが可能になる。加重平均資本コストの考え方を多国籍企業の子会社に適用しようとする場合、必要となる加重平均収益率を該当する企業で用いられている各資産に配分することが求められる。それは、企業の持っている資産ごとの投資リスクの大きさに従い配分される。子会社の加重平均資本コストは、当該企業の属する産業に特有のリスクと収益のダイナミクスを反映した株式の収益率と負債利子率から構成される。

知的財産に対する投資リスクを定量化するプロセスでは、最初に、事業全体に対する適正な WACC が算出される。その次に、特定の知的財産が介在している事業分野に焦点を当てて、その事業部門の WACC を算出する。つまり、知的財産や無形資産に関するリスクの定量化は、各企業資産を構成する各要素の相対的なリスクの大きさに注目することによって行われることになる。

WACC を用いて算出されたリスクが、適正なリスク配分の指標となりうるのであれば、機能分析の一手法としての活用が考えられよう。

2.3 移転価格とリスク

移転価格の比較可能性要素としてのリスクは、取引価格や利益に影響を及ぼすリスクということになる⁽⁹⁾。一般的に投資理論においては、経済主体が引き受けるリスクの大きさが、その受取るリターンと密接に関係していることが考えられている。この考え方に従えば、リスクの引き受けがリターンの増加をもたらすことになっているが、実際には必ずしも、引き受けたリスクに応じてリターンが増加するわけではなく、場合によってはリターンが減少することもある。これは、OECDのガイドラインでも指摘されていることである。

アメリカの最終規則では、リスクが比較可能性要素となっているが、リスク配分が経済実態に即していることを必ずしも要求はしていない。むしろ、当事者間の契約におけるリスク配分を尊重することを定めている。

所得相応性基準においては、リスク引き受けの報酬が、将来、リスクが顕在化しなかった場合の高いリターンという形で支払われる場合を想定している。すなわち、ハイリスク・ハイリターンの関係を想定しているということである。したがって、リスクを引き受けた当事者の利益はリスクを引き受けることで変動にさらされるが、負担しなかった当事者の利益は変動にさらされない。「白書」では、汎用性のない資産（firm-specific assets）に多額の投資を行っている場合もリスクを引き受けていることになっている。

ところで、リスク配分は価格設定や利益配分と密接な関係を有しているが、すべてのリスクが、それを引き受けているからといって、高い利益をもたらすとはかぎらない。リスク選好の程度に関しては、このことから、リスク選好的であるがゆえにハイリターンであるとはいえないことになるであろう。つまり、リスク選好の程度を客観的に計測することが困難であることから、リスク中立性が前提となるということが導かれることになる⁽¹⁰⁾。

Ⅲ. 移転価格税制と企業経営

1. 機能分析と経営管理

多国籍企業は、製品の企画・開発から始まり、その製品を外部へ販売するまで、当該製品をグループ内各社間で移転させる。したがって、当該製品の多くは市場を通らないことになる。ゆえに、当該製品に係わる付加価値活動は、すべて多国籍企業内の関連企業の経済的貢献であるということができよう⁽¹¹⁾。関連企業がその果たした役割に応じて利益を受ける、言い換えれば果たした機能によって受ける利益が決まってくるということから、移転価格税制における機能分析は所得配分の基礎となる方法であるといえよう。このことから、機能分析は次の2つの役割を担うことが指摘されている⁽¹²⁾。すなわち、

- ① 比較可能な非関連者取引を特定化する目的で関連者の機能を分析する。
- ② 関連者間に、それぞれの企業のグループ全体における経済的貢献度及び危険負担を基礎として、関連者全体の所得を配分する基礎となる資料あるいは情報等を提供する。

である。

無形資産や知的財産が企業の戦略上重要な位置を占めるようになっており、このことから移転価格問題においても無形資産や知的財産がその中心になってきたことは別稿で指摘した⁽¹³⁾。多国籍企業にとって、移転価格税制を適用されることは訴訟に関する費用や調査費用が増大する。こうした事態を避けるために、無形資産や知的財産の価値評価が適切に行われることが移転価格課税の上で必要となろう。

無形資産や知的財産は、法律によって規定されるものであるので実態を捉えることが非常に困難であり、その価値は非常に流動的なものである。したがって、市場価格のような外部情報の入手および全く同じものを市場から探し出すことは困難を極める。そこで、外部情報が入手しにくい場合には、企業自らが客観性のある価格決定を行う必要に迫られる。その際に、機能分析を用いて精度の高い価格を決定することが可能となる。また、外国子会社等の果たした機能と負担したリスクを機能分析によって明らかにすることで、その企業の業績評価はきめの細かいものになることが予想される⁽¹⁴⁾。

納税義務者である企業にとって、比較可能性の確保および情報入手の困難といった不利な点を解消するために設けられているのが、課税当局と移転価格の決定方法について事前承認を得るAPA等の方法である。こうした制度は、事前に課税当局と移転価格算定方法について合意を結ぶことで、納税義務者を保護するものである。つまり、移転価格税制においては比較可能性を重視することが規定されているにもかかわらず、納税義務者が必要としている情報を課税当局は公開しないばかりか、情報を提供した者の権利保護の観点からその公開を法的に制限している。それゆえに、納税義務者は非関連企業との比較可能性に関して大きなハンディキャップを負っているが、APAのような事前確認制度によってこの不利が解消される。しかしながら、APAのような事前確認制度は万能であるわけではない。この制度は、合意に時間がかかるという問題を抱えている。

この方法の他にこうした不利を解消する方法はあるのだろうか。それには二つの方法が考えられている⁽¹⁵⁾。まず、エコノミスト等の専門家の利用である。次に、納税義務者自らがその所有する情報を有効に利用することである。これらの手段を用いて、機能分析を行い、自らが選択した移転価格算定方法を証明する。その際に、キャッシュフロー・マネジメントの手法⁽¹⁶⁾を用いることも有効であるかもしれない。

2. 企業所得に対する課税

すでに議論したように、リスクの存在が明らかになることで、納税義務者である企業の所得は何らかの変動を被る。すなわち、リスクの顕在化によって将来キャッシュフローの現在価値は減少することになるかもしれないのである。このことから、課税においてリスクをどのように扱うべきであるかということが政策的な議論の対象となるであろう。リスクの評価によって、純資産の増減を把握すべきであるならば、純資産の評価は極めて困難になることが予想される⁽¹¹⁾。

企業資産には、有形資産と無形資産がある。資産の概念であるが、会計学においては費用を期間的に繰り延べるための項目として、また企業財務理論においては将来のキャッシュフローを現在価値で表したものととらえられている⁽¹⁸⁾。後者の定義に従えば、有形資産と無形資産は目に見えるか否かという違いはあるが、現在の支出が将来のキャッシュフローを産み出すという点では異なるところはない。とはいっても、移転価格の議論において無形資産を考えていくうえで、無形資産の産み出すレント（超過収益）が最も重要な意味を持つことになるのである。レントをもたらす要素であるが、土地その他の天然資源、法による規制、無形資産等が挙げられる。

所得相応性基準は、無形資産に関して時価評価を強制したものである⁽¹⁹⁾。企業の業績評価の方法には、次の二つの方法が存在する⁽²⁰⁾。発生主義を貫徹した時価主義的な会計方法とキャッシュフローに基づく会計方法である。まず、発生主義を貫徹した時価主義的な会計方法のもとでは、ある企業が年度末に有するすべての資産の時価評価額が提示される。これは、その企業が将来において産み出すであろうキャッシュフローを事業年度末時点の割引率で割り引いて求められるものである。第二のキャッシュフローに基づく会計方法では、企業が一事業年度内に産み出した純キャッシュフローを事業年度末に集計したものであり、過去の投資の結果としてその企業が当期に産み出した成果を表示するものである。キャッシュフローこそが企業活動の成果を反映する真のフローである。時価評価額はストックの予想であるのに対して、キャッシュフローは資産により生み出された結果なのである。

ところで、資産の区分には、実物資産と金融資産という区分も存在する。実物資産とは、実物の財・サービスをもたらすフローであり、金融資産とは実物資産に対する支配権のことである。無形資産の中には、実物資産もあれば、金融資産もあると考えることができるかもしれない⁽²¹⁾。特許権等は、他の者に対する義務付けであるので、金融資産類似のものであるし、ノウハウ等は、従業員の人的資産の中に含まれると考えるならば、実物資産ということになる。

移転価格問題は、利益の付け替えの問題である。これは、取引価格の操作によって、利益を付け替えることである。課税の繰り延べは、収益・費用等の計上を時間的に操作するものである。両者は別のものと考えられているようであるが、利益の操作という点では本質的には同一の問題

であろう。⁽²²⁾ キャッシュフローに基づく支出税、キャッシュフロー法人税においては、課税ベースが単純かつ明確な形で定式化される。すなわち、実物の財・サービスの販売から生じるキャッシュの流入から実物の財・サービスの購入によるキャッシュの流出を差し引いたものが課税ベースとなるのである（ミード報告のRベース）。投資資産の扱いは、資産の取得時における全額控除が原則であるので、課税の繰り延べという問題は生じない。つまり、キャピタル・ゲインは課税対象から外れるので、このような問題が生じなくなるのである。しかしながら、キャッシュフローに基づくこれらの税は、必要税収を確保しにくくなるというデメリットも持っている。

むすびにかえて

移転価格問題が無形資産や知的財産にまでその対象を拡大することによって、機能分析が移転価格決定の基礎として重要な位置を占めるようになってきたことは前述した通りである。機能分析を行うことで、当該企業が多国籍企業内でどのような機能を担ったかを明らかにして、移転価格税制上、重要となる比較可能性を確保する。アメリカの利益比準法は、形式上は図1の所得（利益）アプローチに属するものである。しかしながら、機能分析は行われるものの、結果としての利益率のみに着目する所得配分方法であった。比較可能性の確保が優先される結果となり、所得配分の客観性は軽視されることになったのである。

機能分析は、リスク分析を含むものとして解釈される。⁽²³⁾ 理論の上では、所得（利益）アプローチはリスクとリターンの関係から所得（利益）を推計する方法である。つまり、この方法では所得の配分について、リスクの配分が重要な役割を担うことになる。「白書」で着目された無形資産の取引に関する所得においては、ハイリスク・ハイリターンという投機的リスクを対象としていた。だが、移転価格に係わるリスクを「価格に何らかの影響を及ぼすもの」とすると、投機的リスクのみならず様々なリスクをまとめて考える必要が出てくるであろう⁽²⁴⁾。

多国籍企業は、課税当局から移転価格税制などのペナルティーを課される危険性に常にさらされている。APAのような事前確認の制度を利用することでこのような危険を回避することがかなりの程度、可能になる。また、機能分析を通じて専門家や自らが有する情報を最大限利用し、自らが選択した移転価格算定法に客観性を持たせることも可能となろう。

企業課税、そして国際課税において問題となるのは、課税をめぐる企業と国家の対立である。換言すれば、租税をめぐる国家と企業の戦略の対立であるということもできよう。国家がとりうる戦略は租税政策である。また、多国籍企業は、どのような取引を選択すればコストである税の支払いを最小化できるのかというタックス・プランニング（租税節減計画）などの手段を用いて経営の上での最適な戦略をとりうる。租税政策は、各国の経済状況に基づき策定されるため、税

制には各国ごとに差異が生じることになる。多国籍企業はその差異を利用して、グループ全体の税を含めた費用を最小化しようとする行動をとりうるのである。

現在、課税ベースのグローバル・スタンダードは所得である。国際的な取引を通じた課税繰り延べなどの課税ベースの浸食に対処するために、キャッシュフローに基づく支出税、キャッシュフロー法人税といったキャッシュフローを課税ベースとした税への移行も国際課税の観点⁽⁴⁵⁾から、そしてリスクとの関係から検討される余地があるのではなかろうか。

本稿では、機能分析を検討することで、無形資産や知的財産権が産み出すであろう所得とリスクの関係から明らかにしようとした。また、多国籍企業が抱える無形資産や知的財産権に関する移転価格問題を企業経営の観点から考察を行った。残された課題としては、法人税との関連において、所得とリスクの関係と課税ベース選択の議論が不十分であったこと、そして企業、とりわけ多国籍企業の行動に関して税を通じた戦略をタックス・プランニングから分析すること⁽⁴⁶⁾があげられる。これらの課題については、稿を改めて検討を行うこととしたい。

《注》

- (1) 藤江正嗣(1995)を参照されたい。
- (2) 中里実(1998)438頁。
- (3) 矢内一好(1999)228-240頁。
- (4) 中里、前掲書、442頁。
- (5) 同上、449頁。
- (6) 拙稿、10頁を参照されたい。
- (7) 中里、前掲書、464-67頁。
- (8) 同上、466頁。
- (9) 同上、457頁。
- (10) 同上、457頁。
- (11) 矢内、前掲書、241頁。
- (12) 同上、240-41頁。矢内氏は、企業会計、特に管理会計の手法を機能分析と融合させ、経営の管理手法として機能分析をいかにして活用したらよいかについて考察している。
- (13) 拙稿、1頁。
- (14) 矢内、前掲書、241頁。
- (15) 同上、240頁。
- (16) 中里、前掲書、486頁。
- (17) 同上、90頁。
- (18) 同上、107頁。
- (19) 同上、108頁。
- (20) 同上、143頁。
- (21) 同上、107頁。
- (22) 同上、165頁。
- (23) 矢内、前掲書、238頁。

- (24) 中里, 前掲書, 483 頁。
(25) 村上睦(1998)を参照されたい。
(26) タックス・プランニングの学問的な接近については, 中里, 前掲書, 34-50 頁を参照されたい。

参考文献

- Eden, Lorraine (1998) *Taxing Multinationals: Transfer Pricing and Corporate Income Taxation in North America*, University of Toronto Press.
- Smith, Gordon V. and Parr, Russell L. (1994) *Valuation of Intellectual Property and Intangible Assets 2nd* (ed.), (財団法人 知的財産研究所訳, 菊池純一監訳『知的財産と無形資産の価値評価』中央経済社, 1997 年).
- 一高龍司 (1997) 「多国籍企業の無形資産と移転価格税制」神戸大学大学院経営研究会『六甲台論集』経営学編, 第 44 巻第 2 号。
- 中里 実 (1998) 『金融取引と課税—金融革命下の租税法』有斐閣。
- 藤江正嗣 (1995) 「移転価格税制における企業活動と今後の課題」『税経通信』vol. 50, no. 16。
- 藤枝 純 (1995) 『解説 米国移転価格最終規則』日本機械輸出組合。
- 村上 睦 (1998) 「利益比準法に対する国際課税原則からの接近」小林威編著『移転価格税制の理論・実証研究』多賀出版。
- 矢内一好 (1999) 『移転価格税制の理論』中央経済社。
- 柳下正和 (2000) 「無形資産の取引に関する独立企業間基準」『城西大学経済経営紀要』第 18 巻第 1 号。

《Summary》

On Functional Analysis and Risk Analysis with Respect to
Transfer-pricing of Intangible Assets

By Masakazu YANAGISHITA

This paper discusses functional analysis and risk analysis with respect to transfer pricing of intangible assets. They have devised in the U.S., and the foundation of the transfer pricing methods. After mechanism and target of functional analysis and risk analysis are explained, risks which affecting income of intangible assets are shown. I examine transfer-pricing problem of intangible assets with respect to the aspects of multinational enterprise management.